

補助事業ごとの助成対象者、助成要件及び助成基準

事業区分	助成対象者	助成要件	助成基準額
移動販売車購入等助成事業	<p>新規に移動販売を実施する市内に店舗を有する個人事業主等であって、次のすべてを満たす者</p> <p>(1) 生鮮3品(肉・魚・野菜)を販売すること。</p> <p>(2) 複数箇所停車する巡回ルートを設定し、原則として週2回以上巡回すること。</p> <p>(3) 5年間以上継続して実施する予定であること。</p>	<p>5年間は事業実施状況を報告すること。なお、やむを得ない場合を除き、5年以内に休止する場合は、助成額を5で除した額に残余年数を乗じて得た額を返還すること。</p>	<p>購入額の1/3と購入の場合にあっては150万円、改造の場合にあっては50万円とを比較して少ない方の額。</p>
過疎中山間地域等移動販売運営助成事業	<p>市内に移動販売を行う事業者であって、次のすべてを満たす者</p> <p>(1) 生鮮3品(肉・魚・野菜)を販売すること。</p> <p>(2) 新規に予定する低所場所の周囲1km以内に生鮮3品(肉・魚・野菜)を取り扱う店舗がないこと。</p> <p>(3) 地域コミュニティ組織から移動販売車の停車につき要請があること。</p> <p>(4) 助成金支給がない場合、経営上停車が困難であること。</p>	<p>対象駐車場所の平均利用人数実績が5名を上回る場合は、翌年度から助成対象外とする。</p>	<p>1 駐車場所当たり週2回以上停車の場合にあっては20万円、週1回程度停車の場合にあっては10万円。但し、稼働月数が6を下回る場合は1/2を乗じて得た額。</p>
宅配・配達サービス運営助成事業	<p>新規に宅配又は配達サービスを実施する個人事業主等であって、次のすべてを満たす者</p> <p>(1) 生鮮3品(肉・魚・野菜)を販売すること。</p> <p>(2) 地域コミュニティ組織からの要請に基づき実施するものであること。</p> <p>(3) 3年間以上継続して実施する予定であること。</p>	<p>公民館区域内に既に宅配又は配達サービスを実施する個人事業主等がある場合は対象外とする。</p>	<p>実施初年度に限り10万円。</p>
地域活動団体買い物支援活動助成事業	<p>地域実情に応じた買い物支援活動を行う地域活動団体であって、次のすべてを満たす者</p> <p>(1) 継続的活動が可能であること。</p> <p>(2) 活動内容が、地域ケア圏域会議において高齢者等の生活利便向上に繋がるものと認められたものであること。</p> <p>(3) 月平均利用実人数が5名以上と見込まれること。</p>	<p>(1) 月平均利用実人数が5名を下回った場合は、翌年度から助成対象外とする。</p> <p>(2) 利用料等を徴収する場合は、合理的な試算に基づいた金額設定であること。</p>	<p>20万円。但し、実施月数が6を下回る場合は1/2を乗じて得た額。</p>
店舗バリアフリー化等支援助成事業	<p>市内に店舗を有する個人事業主等であって、次のすべてを満たす者</p> <p>(1) 生鮮3品(肉・魚・野菜)を販売していること</p> <p>(3) 3年間以上継続して実施する予定であること。</p>	<p>バリアフリー化等の内容が地域の買い物利便向上に寄与する店舗の改築又は改修若しくは設備又は備品等の購入であること。</p>	<p>改築又は改修若しくは設備又は備品等の購入額と20万円とを比較して少ない方の額</p>